平成２２年（フ）第３４号
広島県三次市十日市南３丁目10番４号107、前住所広島県三次市三次町1335番地
債務者　家原　　明
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第６５号
福岡県京都郡苅田町大字苅田2744番地
債務者　犬塚　竹夫
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
福岡県京都郡苅田町大字苅田2744番地
債務者　犬塚　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
福岡県京都郡苅田町富久町１丁目３番地３松竜ビル333号
債務者　鈴木　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１６５４号
札幌市中央区宮の森１条10丁目６番21―301号
債務者　江間　　清
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７００号
札幌市厚別区大谷地西１丁目12番１―702号
債務者　須藤　正美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１２号
札幌市南区南沢４条４丁目14番18号
債務者　船場　香織
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５８号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目４番12号フォーサイトフリエ103
債務者　桔梗由美子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５号
北海道赤平市宮下町２丁目11番地９
債務者　伊藤　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
北海道芦別市上芦別町118番地の78
債務者　平間真由美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
北海道芦別市頼城町１番地
債務者　平井　博三
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
北海道滝川市大町３丁目７番15号
債務者　田中　秀勝
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２０年（フ）第１３５号
北海道北見市末広町173番地89、申立時の住所北海道北見市北光612番地14
債務者　菊池　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字横町45番地
債務者　相良　信一
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５７号
山形県酒田市宮海字向砂畑７番地
債務者　土門　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５９号
山形県酒田市錦町５丁目160番地の９パレスリゾン102号、前住所山形県鶴岡市水沢字沢田127番地２
債務者　佐藤　綾子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１５０号
群馬県高崎市倉賀野町1688番地
債務者　秋山　成治
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１８０号
群馬県高崎市上佐野町558番地　斉藤ハイツ203号
債務者　堀口　誠二
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部